■町税の内訳

税目	金 額	徴収率	構成比
個人町民税	107,389 ^{千円}	95.6 [%]	28.0 %
法人町民税	39,791	99.8	10.4
固定資産税	210,457	97.7	54.8
軽自動車税	3,254	99.3	0.8
町たばこ税	23,035	100.0	6.0
合 計	383,926	97.5	100.0

■町民1人当り、一世帯当りに使われた費用

X		分	1 人当り	1世帯当り
農林	水産	業 費	380,502 [™]	830,349 ^鬥
土	木	費	197,666	431,355
公	債	費	234,215	511,114
総	務	費	147,281	321,405
衛	生	費	139,849	305,185
教	育	費	120,049	261,976
民	生	費	102,711	224,141
消	防	費	78,663	171,661
そ	の	他	58,167	126,935
合		計	1,459,102	3,184,121

人口 2,778人 世帯 1,273戸

■性質別経費

区分	金額	割合	対前年比
消費的経費	2,468,560 ^{千円}	60.9 [%]	2.8 %
人 件 費	664,640	16.4	5.7
物件費	492,493	12.2	7.4
維持補修費	116,594	2.9	5.7
扶 助 費	58,947	1.5	4.1
補助費等	1,135,886	28.0	13.7
投資的経費	717,761	17.7	12.4
そ の 他	867,065	21.4	16.6
公 債 費	650,648	16.1	7.3
積 立 金	13,310	0.3	88.0
投資及び支出金・貸付金	35,096	0.9	0.3
繰 出 金	168,011	4.1	12.5
その他	0	0.0	
合 計	4,053,386	100	4.9

X	4	r)	平成18年度以降支出予定額	割合	対前年比
物件	の頻	入	15,061 ^{千円}	8.8	39.3
土		地	0	0	
建		物	15,061	8.8	39.3
そのイ	也のも	5 の	156,576	91.2	74.7
土地	基盤	整備	0	0	
利	子補	給	25,948	15.1	15.4
そ	の	他	130,628	76.1	77.8
合		計	171,637	100	73.3

■町民1人当り、1世帯当りの町税負担

税			目		1 人当り	1世帯当り
個	人	町	民	税	38,657 [™]	84,359 ^円
法	人	町	民	税	14,324	31,258
固	定	資	産	税	75,758	165,324
軽	自	動	車	税	1,171	2,556
囲丁	た	ば	ت	税	8,292	18,095
合			È	†	138,202	301,592

人口 2,778人 世帯 1,273戸

■町の「貯金」

X	分		金	額	対前年比
一 般	숲	計	2,51	5,405 ^{千円}	0.1
財政調	整 基	金	54	7,690	
減 債	基	金	57	8,340	
羽幌線代替輔	前送確保	基金	8	9,270	3.2
ふるさと	創生基	金	38	9,890	3.2
社会福祉施	設建設基	基金	75	4,620	0.1
地 域 福	祉 基	金	10	1,050	
奨 学 資	金 基	金	2	6,015	
心象記念文	化振興基	基金		7,470	49.2
中山間農業地域	域環境保全	基金	2	1,060	
国民健康保险	食特別 会	会計	6	6,460	17.8
簡易水道事業	業特別会	会計	9	6,262	6.9
合	言	†	2,67	8,127	0.7

■町の「借金」

X	分		金	額	対前年比
一 般	会	計	5,33	80,078 ^{千円}	1.6
一般公	共事業	債	29	3,393	19.1
一般単	独 事 業	債	1,03	8,075	4.1
公営住宅	建設事業	€債	87	9,650	4.3
義務教育施	設整備事業	業債	14	0,691	15.3
災害復	旧事業	債	4	6,171	17.8
辺 地 対	策 事 業	債	16	3,919	17.1
過疎対	策 事 業	債	1,00	2,823	3.7
公有林蟿	整備事業	債	10	4,125	3.9
草地開	発事業	債	26	5,469	7.7
簡易水	道事業	債	14	2,137	3.4
財 源 対	策 債	等	1,25	3,625	11.8
介護保険	特別会	計		7,266	14.3
下水道事業	美特別会	計	86	7,825	0.3
町立病院	事業会	計	2	7,503	20.1
合	言	†	6,23	2,672	1.3

•••「債務負担行為」とは

従来「予算外義務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければいけない義務的経費です。 金銭給付を目的とするもの、 物件の給付、 役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、議会の議決を得なければならないとされています。